

福祉医療費給付事業の市町村実施状況
(令和8年4月1日現在)

乳幼児等医療費給付事業の市町村実施状況

令和8年4月1日現在

対象年齢		所得制限	市 町 村 数				該 当 市 町 村					
入院	外来		市	町	村	計	食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり	
18歳到達後の3/31まで		所得制限なし	19	23	35	77	長野市	上田市	飯田市	松本市	岡谷市	
							小諸市	伊那市	駒ヶ根市	須坂市		
							大町市	飯山市	塩尻市	中野市	諏訪市	
							佐久市	千曲市	東御市	山ノ内町 (小学校就学～食費助成なし)	茅野市	
							安曇野市	小海町	川上村		南牧村	
							南相木村	北相木村	佐久穂町	高山村	下諏訪町	
							軽井沢町	御代田町	立科町	信濃町	小布施町 (小学校就学～食費助成なし)	
							青木村	長和町	富士見町			
							原村	辰野町	箕輪町		栄村	
							飯島町	南箕輪村	中川村			
							宮田村	松川町	高森町			
							阿南町	阿智村	平谷村			
							根羽村	下條村	売木村			
							天龍村	泰阜村	喬木村			
							豊丘村	大鹿村	木曽町			
							上松町	南木曽町	木祖村			
							王滝村	大桑村	筑北村			
							麻績村	山形村	朝日村			
							池田町	生坂村	松川村			
							白馬村	小谷村	坂城町			
							木島平村	飯綱町	小川村			
合 計			19	23	35	77	64			6	7	

- ※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費
- ※栄村：18歳以上20歳未満の高等学校その他市町村長が定める施設に在学・在校中の者を含む。
- ※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況（令和8年4月1日現在）」による
- ※県は、市町村が行った助成に対し補助金を交付（中学校卒業まで）
- 〔受給者負担金〕
- ・受給者負担金なし：長野市、松本市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、飯山市、塩尻市、千曲市、安曇野市、南牧村、南相木村、立科町、52市町村
長和町、青木村、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、高森町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、天龍村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曽町、木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村、池田町、松川村、坂城町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町、小川村、栄村
 - ・300円/レフト
9町村
飯田市、小海町、富士見町、松川町、阿南町、売木村、泰阜村、喬木村、小布施町
 - ・500円/レフト
16市町村
：上記以外

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況（身体障害者手帳）

令和8年4月1日現在

障害の程度	所得制限		市町村数			該当市町村			
	本人	扶養義務者等	市	町	村計	食費助成なし	食費1/2助成	食費助成あり	
1～3級	1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	3	14	18	35	伊那市 飯山市 佐久市 小海町 佐久穂町 立科町 長和町 青木村 辰野町 飯島町 南箕輪村 中川村 松川町 高森町 阿南町 阿智村 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 大鹿村 上松町 南木曽町 木曽町 木祖村 大桑村 筑北村 小谷村 山ノ内町 木島平村 野沢温泉村 飯綱町 小川村 (県制度と同じ)		栄村
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	3	2	3	8	上田市 飯田市 東御市 宮田村 朝日村 池田町 松川村		小布施町
	1・2級 所得制限なし 3級 所得税非課税者	1・2級 所得制限なし 3級 特別障害者手当準拠			3	3	川上村 南牧村 豊丘村		
	1・2級 所得制限なし 3級 所得税非課税者	所得制限なし			1	1	南相木村		
	所得制限なし	所得制限なし	4	3	5	12	小諸市 安曇野市 北相木村 富士見町 原村 箕輪町 生坂村 山形村	高山村	諏訪市 茅野市 下諏訪町
	小計		10	19	30	59			
1～4級	1・2級 特別障害者手当準拠 3・4級 所得税非課税者	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税 (同一世帯者)		1		1		信濃町	
	1・2級 特別障害者手当準拠 3・4級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠		2	1	3	軽井沢町 御代田町 白馬村 (4級は入院のみ)		
	1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者 4級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			1	1	喬木村 (4級は要常時介護のみ)		
	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税者	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税 (同一世帯者)	1			1	(4級の受給者負担金は高齢者医療確保法(低所得Ⅱ)準拠、食事助成なし)		須坂市
	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	2	1		3	駒ヶ根市 塩尻市※ 坂城町 (4級は受給者負担金2割で70歳未満に限る)		
	1・2級 所得制限なし 3・4級 特別障害者手当準拠	1・2級 所得制限なし 3・4級 特別障害者手当準拠	1			1		松本市	
	1～3級 所得制限なし 4級 所得税非課税者	1～3級 所得制限なし 4級 所得税非課税 (同一世帯者)	1			1		中野市	
	1～3級 所得制限なし 4級 所得税非課税者	1～3級 所得制限なし 4級 特別障害者手当準拠	1			1	千曲市		
	所得制限なし	所得制限なし	1		1	2	大町市 麻績村 (4級は要常時介護のみ)		
	小計		7	4	3	14			
1～5級	1～4級 所得制限なし 5級 所得税非課税者	1～4級 所得制限なし 5級 所得税非課税 (同一世帯者)	1			1	長野市 (70歳未満に限る※)		
	小計		1			1			
1～6級	1・2級 特別障害者手当準拠 3級以下 所得税非課税	特別障害者手当準拠			1	1	王滝村 (4～6級の受給者負担金は、自己負担額の1/2)		
	所得制限なし	所得制限なし	1		1	2		岡谷市 (4～6級は要常時介護のみ) 泰阜村 (4～6級は20歳以上要常時介護のみ)	
	小計		1		2	3			
合計			19	23	35	77	65	5	7

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費
※長野市：70歳以上は「65歳以上国民年金法施行令別表」で資格認定（4級の一部及び5級は該当しないため資格喪失）
※塩尻市：4級の20歳以上かつ要常時介護の場合、本人の所得制限：特別障害者手当準拠
※年度末年齢が18歳までの障がい者の所得制限は、「市町村福祉医療制度におけるの障がい児の所得制限の状況」による
※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況（令和8年4月1日現在）」による
[受給者負担金]

受給者負担金なし：原村、下條村、上松町、南木曽町、木曽町、王滝村、栄村
18歳年度末までは受給者負担金なし：長野市、松本市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、飯山市、塩尻市、千曲市、安曇野市、南牧村、南相木村、立科町、長和町、青木村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、高森町、阿智村、平谷村、根羽村、天龍村、豊丘村、大鹿村、木祖村、大桑村、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村、池田町、松川村、坂城町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町、小川村
(以降は1レセプト当たり500円又は300円)
その他の市町村は1レセプト当たり500円又は300円

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況（療育手帳）

令和8年4月1日現在

障害の程度	所 得 制 限		市 町 村 数				該 当 市 町 村				
	本人	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし		食費1/2助成	食費助成あり	
A1～B1	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	4	11	15	30	飯田市 軽井沢町 青木村 宮田村 阿南町 根羽村 天龍村 筑北村 山ノ内町	飯山市 御代田町 飯島町 松川町 阿智村 下條村 喬木村 小谷村 (県制度と同じ)	佐久市 立科町 中川村 高森町 平谷村 売木村 大鹿村 飯綱町	須坂市 信濃町	泰阜村 小布施町 栄村
	A1 所得制限なし A2・B1特別障害者手当準拠	A1 所得制限なし A2・B1特別障害者手当準拠	1			1			松本市		
	所得制限なし	所得制限なし	5	3	3	11	小諸市 北相木村 豊丘村	千曲市 富士見町 原村	小海町		岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町
	小 計		10	14	18	42					
	A1～B2	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	3	7	10	20	上田市 長和町 南木曾町 木曾町 王滝村 大桑村 松川村 木島平村	塩尻市 辰野町 南箕輪村 上松町 木祖村 (B2の受給者負担金は、自己負担額の1/2) 朝日村 白馬村 野沢温泉村	東御市 南箕輪村 池田町 坂城町 小川村	
A1～B1 特別障害者手当準拠 B2 所得税非課税者		特別障害者手当準拠	2	1		3	駒ヶ根市	伊那市 佐久穂町			
A1 所得制限なし A2・B1 特別障害者手当準拠 B2 所得税非課税者		A1 所得制限なし A2・B1 特別障害者手当準拠 B2 所得税非課税（同一世帯者）			1	1			高山村		
A1・A2 所得制限なし B1・B2 特別障害者手当準拠		A1・A2 所得制限なし B1・B2 特別障害者手当準拠			1	1	川上村				
A1～B1 所得制限なし B2 所得税非課税者		A1～B1 所得制限なし B2 所得税非課税（同一世帯者）	1			1	長野市	(70歳未満に限る※)			
A1～B1 所得制限なし B2 特別障害者手当準拠		A1～B1 所得制限なし B2 特別障害者手当準拠	1			1			中野市		
所得制限なし		所得制限なし	2	1	5	8	大町市 南相木村 生坂村	安曇野市 箕輪町 山形村	南牧村 麻績村		
小 計		9	9	17	35						
合 計		19	23	35	77	65		5	7		

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※長野市：70歳以上は「65歳以上国民年金法施行令別表」で資格認定（B1及びB2は該当しないため資格喪失）

※年度末年齢が18歳までの障がい者の所得制限は、「市町村福祉医療制度における障がい児の所得制限の状況」による

※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況（令和8年4月1日現在）」による

[受給者負担金]

受給者負担金なし：原村、下條村、上松町、南木曾町、木曾町、王滝村、栄村

18歳年度末までは受給者負担金なし：長野市、松本市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、飯山市、塩尻市、千曲市、安曇野市、南牧村、南相木村、立科町、長和町、青木村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、高森町、阿智村、平谷村、根羽村、天龍村、豊丘村、大鹿村、木祖村、大桑村、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村、池田町、松川村、坂城町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町、小川村

（以降は1レセプト当たり500円又は300円）

その他の市町村は1レボト当たり500円又は300円

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況（精神障害者保健福祉手帳）

令和8年4月1日現在

*本表は、精神障害者保健福祉手帳所持者に係る実施状況であり、他の区分（国民年金法施行令別表該当、障害者総合支援法該当等）は網羅していない。

障害等級	入院・通院の別	所得制限		市町村数			該当市町村		
		本人	扶養義務者等	市	町	村	食費助成なし	食費1/2助成	食費助成あり
1～2級	通院のみ	1級 特別障害者手当準拠 2級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	7	9	16	辰野町 松川町 高森町 阿南町 阿智村 根羽村 売木村 喬木村 豊丘村 大鹿村 小布施町 高山村 山ノ内町 野沢温泉村 信濃町 小川村		
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	2	1	3	長野市（70歳未満に限る※） 飯田市 平谷村		
		1級 所得制限なし 2級 特別障害者手当準拠	1級 所得制限なし 2級 特別障害者手当準拠	1		1	松本市		
		所得制限なし	所得制限なし	3	1	5	岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町 泰阜村		
	通院のみ	所得制限なし	所得制限なし		1	1	富士見町		
	精神入院・通院のみ	1級 特別障害者手当準拠 2級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠		1	1	朝日村		
		1・2級入通院 1級通院のみ	入通院 所得税非課税世帯 1級通院 特別障害者手当準拠	1		1	上田市		
	入院・通院	1級 特別障害者手当準拠 2級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	2	2	5	伊那市 佐久市 青木村 飯島町 中川村 宮田村 南木曾町 小谷村 （県制度と同じ）		栄村
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	3	1	2	小諸市 千曲市 南箕輪村 池田町 松川村		須坂市
		所得制限なし	所得制限なし	2	1	2	大町市 安曇野市 北相木村 原村 箕輪町		
		小 計		14	13	21	48		
1～3級	通院のみ	1級 所得制限なし 2級 所得制限なし 3級 市町村民税非課税者	1・2級 所得制限なし 3級 市町村民税非課税者 （本人の生計を維持する配偶者又は扶養義務者）	1		1	中野市		
		1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠		1	1	飯綱町		
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			1	天龍村		
		1級 特別障害者手当準拠 2級 所得税非課税者 3級 市町村民税非課税者	1・2級 特別障害者手当準拠 3級 市町村民税非課税者 （同一世帯者）	1		1	飯山市		
	1級は通院・精神科入院 2級通院・3級は自立支援医療精神通院分のみ	1級 特別障害者手当準拠 2・3級 所得税非課税	1級 特別障害者手当準拠 2・3級 特別障害者手当準拠			1	下條村（精神科入院の受給者負担金は、自己負担額の3割）		
	1級2級は入通院 3級は精神入院のみ	1・2級 特別障害者手当準拠（2級の入院は所得税非課税者） 3級 市町村民税非課税世帯者	1・2級 特別障害者手当準拠 3級 市町村民税非課税世帯者		1	1	佐久穂町		
	1級・2級（所得税非課税）は入通院・2級（上記以外）・3級は通院のみ	1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	1		1	駒ヶ根市※		
	1・2級は入通院 3級は通院のみ	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1		1	東御市		
	入院・通院	1級 特別障害者手当準拠 2・3級 市町村民税非課税者	1級 特別障害者手当準拠 2・3級 市町村民税非課税者 （同一世帯者）			1	筑北村		
		1級 特別障害者手当準拠 2・3級 所得税非課税者	1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者 （同一世帯者）			1	大桑村		
		1級 特別障害者手当準拠 2・3級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠		2	2	上松町 軽井沢町		
		1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠		1	1	木曾町		
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	3	3	塩尻市 御代田町 立科町 長和町 南相木村 白馬村 木島平村		
		1・3級 特別障害者手当準拠 2級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠			1	王滝村 （3級の受給者負担金は、自己負担額の1/2）		
		1級 所得制限なし 2・3級 特別障害者手当準拠	1級 所得制限なし 2・3級 特別障害者手当準拠			1	川上村		
		1級 特別障害者手当準拠 2級 所得税非課税本人 2級（超過）特別障害者手当準拠 3級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			1	木祖村		
		所得制限なし	所得制限なし		2	4	小海町 南牧村 麻績村 生坂村 山形村 坂城町		
	小 計			5	10	14	29		
	合 計			19	23	35	77	7/5	1

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※駒ヶ根市：18歳年度末までは入院時対象

※長野市：70歳以上は「65歳以上国民年金法施行令別表」で資格認定

※年度末年齢が18歳までの障がい者の所得制限は、「市町村福祉医療制度におけるの障がい児の所得制限の状況」による

【受給者負担金】

受給者負担金なし：原村、高森町、下條村、上松町、南木曾町、木曾町、王滝村、栄村

18歳年度末までは受給者負担金なし：長野市、松本市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、飯山市、塩尻市、千曲市、安曇野市、南牧村、南相木村、立科町、長和町、青木村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、阿智村、平谷村、根羽村、天龍村、豊丘村、大鹿村、木祖村、大桑村、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村、池田町、松川村、坂城町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町、小川村
（以降は1レセプト当たり500円又は300円）

その他の市町村は1レプト当たり500円又は300円

市町村福祉医療制度における障がい児の所得制限の状況

【留意事項】

- ・「障がい児」とは、「年度末年齢が18歳までの障がい者」のことを指す。
- ・所得制限の有無 有：○、無：－

令和8年4月1日現在

市町村名	市町村制度における所得制限の状況		
	身体障害者 手帳交付者	療育手帳 交付者	精神保健福祉 手帳交付者
1 長野市	-※	-※	-
2 松本市	-	-	-
3 上田市	-	-	-
4 岡谷市	-	-	-
5 飯田市	-	-	-
6 諏訪市	-	-	-
7 須坂市	-※	-	-
8 小諸市	-	-	-
9 伊那市	-	-	-
10 駒ヶ根市	-	-	-
11 中野市	-※	-※	-※
12 大町市	-	-	-
13 飯山市	-	-	-
14 茅野市	-	-	-
15 塩尻市	-	-	-
16 千曲市	-	-	-
17 佐久市	-	-	-
18 東御市	-	-	-
19 安曇野市	-	-	-
20 佐久穂町	-	-	-
21 小海町	-	-	-
22 川上村	-	-	-
23 南牧村	-	-	-
24 南相木村	-	-	○
25 北相木村	-	-	-
26 軽井沢町	-	-	-
27 御代田町	-※	-	-※
28 立科町	-	-	-
29 長和町	-	-	-
30 青木村	-	-	-
31 下諏訪町	-	-	-
32 富士見町	-	-	-
33 原村	-	-	-
34 辰野町	-	-	-
35 箕輪町	-	-	-
36 飯島町	-	-	-
37 南箕輪村	-	-	-
38 中川村	-	-	-
39 宮田村	-	-	-
40 松川町	-	-	-
41 高森町	-	-	-
42 阿南町	-	-	-
43 阿智村	-	-	-
44 平谷村	○	○	○
45 根羽村	-	-	-

市町村名	市町村制度における所得制限の状況		
	身体障害者 手帳交付者	療育手帳 交付者	精神障害者保 健福祉手帳交 付者
46 下條村	-	-	-
47 売木村	-	-	-
48 天龍村	-	-	-
49 泰阜村	-	-	-
50 喬木村	-	-	-
51 豊丘村	-	-	-
52 大鹿村	-	-	-
53 木曽町	-	-	-
54 上松町	-	-	-
55 南木曽町	-	-	-
56 木祖村	-	-	-
57 王滝村	-	-	-
58 大桑村	-	-	-
59 筑北村	-	-	-
60 麻績村	-	-	-
61 生坂村	-	-	-
62 山形村	-	-	-
63 朝日村	-	-	-※
64 池田町	-	-	-
65 松川村	-	-	-
66 白馬村	-	-	-
67 小谷村	-	-	-
68 坂城町	-	-	-
69 小布施町	-	-	-
70 高山村	-	-	-
71 山ノ内町	-	-	-
72 木島平村	-	-	-
73 野沢温泉村	-	-	-
74 信濃町	-	-	-
75 飯綱町	-	-	-
76 小川村	-	-	-
77 栄村	-	-	-

※以下の区分は所得制限有り

長野市：身障手帳5級、療育手帳B2

須坂市：身障手帳4級

中野市：身障手帳4級、療育手帳B2、精神手帳3級

御代田町：身障手帳4級、精神手帳3級

朝日村：精神手帳1～3級（精神科入院）

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況（65歳以上国民年金法施行令別表該当）

令和8年4月1日現在

所得制限		市町村数				該当市町村				
本人	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり
特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	10	20	26	56	上田市	飯田市	伊那市	松本市 須坂市 信濃町	小布施町 栄村
						駒ヶ根市	飯山市	塩尻市		
						佐久市	東御市	小海町		
						佐久穂町	川上村	南牧村		
						軽井沢町	御代田町	立科町		
						長和町	青木村	辰野町		
						飯島町	南箕輪村	中川村		
						宮田村	松川町	高森町		
						阿南町	阿智村	平谷村		
						根羽村	下條村	売木村		
						天龍村	喬木村	大鹿村		
						上松町	南木曽町	木曽町		
						木祖村	王滝村	大桑村		
						朝日村	筑北村	池田町		
						松川村	白馬村	小谷村		
						坂城町	山ノ内町	木島平村		
						野沢温泉村	飯綱町	小川村		
(県制度と同じ)										
所得制限なし	所得制限なし	9	3	9	21	長野市	小諸市	大町市	中野市 高山村	岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町 泰阜村
						千曲市	安曇野市	南相木村		
						北相木村	富士見町	原村		
						箕輪町	豊丘村	麻績村		
						生坂村	山形村			
合 計		19	23	35	77	65			5	7

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

[受給者負担金]

受給者負担金なし：原村、木曽町、下條村、上松町、南木曽町、王滝村、栄村

（その他の市町村は、1レフト当たり500円又は300円）

ひとり親家庭等医療費給付事業の市町村実施状況（母子家庭・父子家庭）

令和8年4月1日現在

対象児童	所 得 制 限			市 町 村 数				該 当 市 町 村				
	母・父	子	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり
18歳未満 又は 20歳未満 高等学校等 卒業 まで	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠	12	21	29	62	上田市	飯田市	小諸市	松本市	小布施町
								伊那市	駒ヶ根市	大町市	須坂市	栄村
								飯山市	塩尻市	佐久市	高山村	
								東御市	小海町	川上村	信濃町	
								南牧村	佐久穂町	北相木村		
								軽井沢町	御代田町	立科町		
								長和町	青木村	辰野町		
								箕輪町	飯島町	南箕輪村		
								中川村	宮田村	松川町		
								高森町	阿南町	阿智村		
								平谷村	根羽村	下條村		
								売木村	天龍村	喬木村		
								豊丘村	大鹿村	上松町		
								南木曽町	木曽町	木祖村		
								王滝村	大桑村	生坂村		
								筑北村	池田町	松川村		
								白馬村	小谷村	坂城町		
								山ノ内町	木島平村	野沢温泉村		
								飯綱町	小川村			
								(県制度と同じ)				
	所得制限なし	所得制限なし	所得制限なし	7	2	6	15	長野市	千曲市	安曇野市	中野市	岡谷市
								南相木村	富士見町	原村		諏訪市
								麻績村	山形村	朝日村		茅野市
											下諏訪町	泰阜村
	小 計			19	23	35	77					
20歳未満 の児童	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠									
	小 計											
合 計				19	23	35	77	65			5	7

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況（令和8年4月1日現在）」による

[受給者負担金]

受給者負担金なし：青木村、原村、木曽町、下條村、上松町、南木曽町、王滝村、栄村

18歳年度末までは受給者負担金なし：長野市、松本市、須坂市、伊那市、中野市、飯山市、塩尻市、千曲市、安曇野市、南牧村、南相木村、立科町、長和町、辰野町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、高森町、阿智村、平谷村、根羽村、天龍村、豊丘村、大鹿村、木祖村、大桑村、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村、池田町、松川村、坂城町、高山村、木島平村、信濃町、飯綱町、小川村

18歳年度末または18歳以上20歳未満高等学校等卒業までは受給者負担金なし：駒ヶ根市、箕輪町、山ノ内町、野沢温泉村（以降は1レセプト当たり500円又は300円）

その他の市町村は1レセプト当たり500円又は300円

ひとり親家庭等医療費給付事業の市町村実施状況（父母のない児童）

令和8年4月1日現在

対象児童	所 得 制 限		市 町 村 数				該 当 市 町 村						
	子	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり		
18歳未満 又は 20歳未満高等学校 等卒業まで	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠	12	21	29	62	上田市	飯田市	小諸市	松本市	小布施町		
							伊那市	駒ヶ根市	大町市			須坂市	栄村
							飯山市	塩尻市	佐久市			高山村	
							東御市	小海町	川上村			信濃町	
							南牧村	佐久穂町	北相木村				
							軽井沢町	御代田町	立科町				
							長和町	青木村	辰野町				
							箕輪町	飯島町	南箕輪村				
							中川村	宮田村	松川町				
							高森町	阿南町	阿智村				
							平谷村	根羽村	下條村				
							売木村	天龍村	喬木村				
							豊丘村	大鹿村	上松町				
							南木曽町	木曽町	木祖村				
							王滝村	大桑村	生坂村				
							筑北村	池田町	松川村				
							筑北村	池田町	松川村				
							白馬村	小谷村	坂城町				
							山ノ内町	木島平村	野沢温泉村				
	飯綱町	小川村											
所得制限なし	所得制限なし	7	2	6	15	長野市	千曲市	安曇野市	中野市	岡谷市			
						南相木村	富士見町	原村			諏訪市		
						麻績村	山形村	朝日村			茅野市		
										下諏訪町	泰阜村		
20歳未満の児童	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠											
合 計			19	23	35	77	65			5	7		

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況（市町村単独事業：特別児童扶養手当該当）

令和8年4月1日現在

障害の程度	所 得 制 限		市 町 村 数							
	本人	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし		食費1/2助成	食費助成あり
1 級	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1			1	上田市（注1）			
	所得制限なし	所得制限なし		1	2	3	富士見町	原村 麻績村		
	小 計		1	1	2	4				
1・2 級	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	3	3	2	8	小諸市 塩尻市（注1） 軽井沢町（注1） 辰野町（注1） 宮田村（注1） 白馬村（注1） 飯綱町	松本市（注1）		
	所得制限なし	特別児童扶養手当準拠		1		1	上松町			
	所得制限なし	所得制限なし	7	1		8	長野市 大町市 千曲市	須坂市	岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町	
	小 計		10	5	2	17				
	合 計		11	6	4	21	16		2	4

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費
※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況（令和8年4月1日現在）」による
（注1）松本市・上田市・塩尻市・軽井沢町・辰野町・宮田村・白馬村：年度末年齢が18歳までの者は所得制限なし
[受給者負担金]
原村、上松町：受給者負担金なし 長野市、松本市、塩尻市、宮田村、辰野町：18歳年度末までは受給者負担金なし（18歳年度末以降は1レブト当たり500円）
その他の市町村は1レブト当たり500円又は300円

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況（市町村単独事業：国民年金法施行令別表該当）

令和8年4月1日現在

障害の程度	所 得 制 限		市 町 村 数				該 当 市 町 村			
	本人	扶養義務者等	市	町	村	計	食費1/2助成		食費助成あり	
1級 ※20歳 以上	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			1	1	宮田村			
	小 計				1	1				
1 級	所得税非課税者	所得税非課税者		1		1	信濃町（注1）			
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	2		3	辰野町（注2） 飯島町		須坂市（注3）	
	所得制限なし	所得制限なし	1	2	2	5	富士見町（注1） 山形村（注1）		高山村（注3） 茅野市 下諏訪町（注1）	
	小 計		2	5	2	9				
1・2級 ※20歳 以上	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1			1	東御市			
	所得制限なし	所得制限なし	1	1		2	千曲市（注4） 箕輪町			
	小 計		2	1		3				
1・2級	市町村民税非課税者	市町村民税非課税 （同一世帯者）		1		1	上松町（注5）（厚生年金保険法施行令別表該当者を含む）			
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	2	4		6	小諸市 伊那市 軽井沢町 御代田町（注5） 南木曽町（注5） 飯綱町			
	所得制限なし	所得制限なし	3		2	5	大町市 南相木村 麻績村		岡谷市（注6） 諏訪市（注6）	
	小 計		5	5	2	12				
合 計			9	11	5	25	18		3	4

（注1）下諏訪町・富士見町・山形村・信濃町：1級9～11号該当者が対象
（注2）辰野町：年度末年齢が18歳までの者は所得制限なし
（注3）須坂市・高山村：1級10号該当者が対象
（注4）千曲市：1級10号、2級16号該当者が対象
（注5）御代田町・上松町・南木曽町：精神障害者が対象
（注6）岡谷市・諏訪市：1級9～11号（20～64歳）、2級15～17号（20歳前初診）該当者が対象

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費
※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況（令和8年4月1日現在）」による
[受給者負担金]
上松町、南木曽町：受給者負担金なし
南相木村：65歳未満は高確法準拠 辰野町：18歳年度末までは受給者負担金なし（18歳年度末以降は1レブト当たり500円）
その他の市町村は1レブト当たり500円又は300円

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況(市町村単独事業:精神障害者)

(1)障害者総合支援法に基づく自立支援医療受給者(精神通院医療)に対する助成 令和8年4月1日現在

入院・通院の別	所得制限		計	該当市町村(食費助成なし)
	本人	扶養義務者等		
自立支援医療の 精神通院医療 (公費負担対象分)のみ	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	3	飯田市(注1) 池田町 松川村
	所得制限なし	所得制限なし	11	須坂市 大町市 中川村 高森町 阿南町 阿智村 喬木村 豊丘村 大鹿村 朝日村 泰阜村
通院のみ	市町村民税非課税世帯者	市町村民税非課税世帯者	1	長和町
	所得制限なし	所得制限なし	2	千曲市 売木村
入院・通院	市町村民税非課税世帯者	市町村民税非課税世帯者	2	原村(注2) 筑北村
	所得制限なし	所得制限なし	2	坂城町 小海町
合 計			21	

(注1)飯田市:年度末年齢が18歳までの者は所得制限なし
(注2)原村:市町村民税課税世帯者は、自立支援医療の精神通院医療(公費負担対象分)のみ助成対象
※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況(令和8年4月1日現在)」による
【受給者負担金】
原村、高森町:受給者負担金なし 長和町、中川村、豊丘村、大鹿村:18歳年度末までは受給者負担金なし(18歳年度末以降は1レセプト300円) その他の市町村は1レセプト当たり500円又は300円

(2)その他精神障がい者

障害の程度	所得制限		計	該当市町村(食費助成なし)
	本人	扶養義務者等		
精神障害者で村長が認めた者	所得制限なし	所得制限なし	1	北相木村
精神保健福祉法第5条該当者	所得制限なし	所得制限なし	1	麻績村
精神障害者保健福祉手帳未所持者で自立支援医療(精神通院分)の受給者	特別障害者手当準拠(本人所得税非課税)	特別障害者手当準拠(本人所得税非課税)	1	下條村
合 計			3	

※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況(令和8年4月1日現在)」による
【受給者負担金】
受給者負担金なし:下條村
1レセプト当たり500円又は300円

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況(市町村単独事業:その他障がい者)

令和8年4月1日現在

障害の程度	所得制限		計	該当市町村(食費助成なし)
	本人	扶養義務者等		
育成医療受給者証交付者	所得制限なし	所得制限なし	1	原 村(注1)
更生医療受給者証交付者	所得制限なし	所得制限なし	1	原 村(注1)

(注1)原村:受給者負担金なし
※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況(令和8年4月1日現在)」による

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況(市町村単独事業:難病)

令和8年4月1日現在

資格区分	所得制限		計	該当市町村(食費助成なし)
	本人	扶養義務者等		
特定疾患治療研究事業該当者	市町村民税非課税者	特別障害者手当準拠	1	上 松 町
	所得税非課税者	特別障害者手当準拠	1	軽 井 沢 町
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	2	宮 田 村 木 曽 町
	所得制限なし	所得制限なし	9	原 村 高 森 町 阿 南 町 阿 智 村 売 木 村 天 龍 村 喬 木 村 豊 丘 村 泰 阜 村
長野県特定疾病医療費助成事業該当者	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	2	宮 田 村 木曽町
	所得制限なし	所得制限なし	6	原 村 阿 南 町 阿 智 村 喬 木 村 豊 丘 村 泰 阜 村
先天性血液凝固因子障害治療研究事業該当者	市町村民税非課税者	特別障害者手当準拠	1	上 松 町
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	木 曽 町
小児慢性特定疾病該当者	所得制限なし	所得制限なし	1	豊 丘 村
ウイルス肝炎医療費給付事業該当者	所得制限なし	所得制限なし	2	原 村 豊 丘 村
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2第1項該当者(結核患者)	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	駒ヶ根 市 (感染症予防法第37条の2第1項に規定する医療費分のみ)
	所得制限なし	所得制限なし	1	大 鹿 村
難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の受給対象者	市町村民税非課税者	特別障害者手当準拠	1	上 松 町
	所得税非課税者	特別障害者手当準拠	1	軽 井 沢 町
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	2	宮 田 村 木曽町
	所得制限なし	所得制限なし	6	原 村 阿 南 町 阿 智 村 喬 木 村 豊 丘 村 泰 阜 村

※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況(令和8年4月1日現在)」による
[受給者負担金]

原村、上松町、木曽町:受給者負担金なし
宮田村、阿智村、天龍村、豊丘村、大鹿村:18歳年度末まで受給者負担金なし(18歳年度末以降は1レセプト当たり500円又は300円)
その他の市町村は1レセプト当たり500円又は300円

その他の医療費給付事業の市町村実施状況(市町村単独事業:高齢者)

令和8年4月1日現在

資格区分	所得制限		計	該当市町村(食費助成なし)
	本人	扶養義務者等		
60歳～74歳	市町村民税非課税	市町村民税非課税(同一世帯)	1	南相木村
65歳～69歳	市町村民税非課税	市町村民税非課税(同一世帯)	1	長和町
67歳～70歳未満	市町村民税非課税	市町村民税非課税(同一世帯)	1	上田市
68歳～69歳	市町村民税非課税	市町村民税非課税(同一世帯)	3	木曽町 松川村 小谷村
	現役並み所得	現役並み所得	1	栄村
	所得制限なし	所得制限なし	1	山形村
68歳～75歳未満	市町村民税非課税	市町村民税非課税(同一世帯)	2	小海町 軽井沢町
68歳以上	市町村民税非課税	市町村民税非課税(同一世帯)	1	南箕輪村(68歳69歳の自己負担は2割)
70歳以上	所得制限なし	所得制限なし	2	原村(2年間の居住要件あり)
				下條村(3年間の居住要件あり)
75歳以上	市町村民税所得割非課税	市町村民税所得割非課税(同一世帯)	1	茅野市
	所得制限なし	所得制限なし	1	天龍村
後期高齢者医療被保険者	市町村民税非課税	市町村民税非課税(同一世帯)	1	高森町

[受給者負担金]
茅野市、南相木村、南箕輪村、高森町:1レセプト当たり300円又は500円
軽井沢町:1割
上田市、小海町、長和町、木曽町、山形村、松川村、小谷村:健康保険法準用2割
天龍村:自己負担額の8割
下條村:70歳～75歳未満は自己負担額の4割、75歳以上は自己負担額の1/2
原村:自己負担額が1割負担は受給者負担金なし、2割負担は1/2、3割負担は2/3

その他の医療費給付事業の市町村実施状況(市町村単独事業:妊産婦)

令和8年4月1日現在

資格区分	所得制限		計	該当市町村(食費助成なし)
	本人	扶養義務者等		
母子手帳交付月から出産日の翌月末まで	所得制限なし	所得制限なし	10	佐久市(注1) 飯山市(注1) 川上村(注1) 南牧村(注1) 南相木村 立科町(注1) 箕輪町(注1) 朝日村(注1) 木島平村(注1) 栄村(注1)
母子手帳交付日から出産日(流産・死産を含む)の翌日から60日経過するまで	所得制限なし	所得制限なし	1	軽井沢町
母子手帳交付月から出産日の1年後の月末まで	所得制限なし	所得制限なし	1	大桑村

(注1)佐久市、飯山市、川上村、南牧村、立科町、箕輪町、朝日村、木島平村、栄村:出産には流産・死産を含む

[受給者負担金]
1レセプト当たり500円又は300円

その他の医療費給付事業の市町村実施状況(市町村単独事業:母子家庭の母子・父子家庭の父子)

令和8年4月1日現在

資格区分	所得制限		計	該当市町村	
	本人	扶養義務者等		食費助成なし	食費1/2
重度心身障害者を扶養する配偶者のない女子又は配偶者に持つ女子で50歳～75歳までの者	所得制限なし	所得制限なし	1		中野市(当該障害者以外の者がいない者に限る)
かつて母子家庭の母であって、現在配偶者のない女子	所得税非課税	所得税非課税(同一世帯)		小海町	
子がなく一人暮らしの未婚女子で40歳以上の者	所得税非課税	所得税非課税(同一世帯)		小海町	
母子及び寡婦福祉法に掲げる寡婦で70歳未満	所得制限なし	所得制限なし		南牧村	
配偶者のいない女子で75歳未満	所得制限なし	所得制限なし	1	南相木村	
50歳以上75歳未満の未婚の女子	所得制限なし	所得制限なし	1	南相木村	
母子父子寡婦福祉法第6条第4項で規定する寡婦で同一住所内に子がいない50歳以上70歳未満の者	所得制限なし	所得制限なし	1	原村	

[受給者負担金]

原村: 受給者負担金なし

小海町、南相木村: 高齢者医療確保法(低所得Ⅱ)準用

中野市、南牧村、下諏訪町: 1レセプト当たり500円又は300円

その他の医療費給付事業の市町村実施状況(市町村単独事業:世帯主・低所得者)

令和8年4月1日現在

資格区分	所得制限		計	該当市町村(食費助成なし)
	本人	扶養義務者等		
69歳以下の世帯主入院のみ	所得税非課税	所得制限なし	1	小海町(国保加入者に限る)
住民基本台帳の世帯主	市町村民税非課税	市町村民税非課税	1	南相木村(後期高齢者を除く)
	所得制限なし	所得制限なし	1	原村(老人資格のある者を除く。 月の高額療養費が基準を超えた者に限る。)
74歳以下の世帯主入院のみ	所得制限なし	所得制限なし	1	北相木村
70歳未満の被保険資格を有する世帯主	市町村民税非課税	市町村民税非課税	1	飯綱町
75歳未満の被保険資格を有する世帯主	市町村民税非課税	市町村民税非課税	1	信濃町
低所得者	市町村民税非課税	市町村民税非課税(同一世帯)	1	小海町(注1) (入院期間が連続12ヶ月を超える者は対象外)

(注1) 小海町: 直近12ヶ月以内に高額療養費が支給されている月数が3ヶ月以上ある場合に限り月額15,000円を限度に支給。

[受給者負担金]

原村: 受給者負担金なし

小海町(世帯主)、北相木村: 高齢者医療確保法(低所得Ⅱ)準用

信濃町: 1レセプト当たり500円+医療費総額の1割

飯綱町: 町規則により算定した額を控除した額

小海町(低所得者)、南相木村: 1レセプト当たり300円

市町村別現物給付方式導入状況(令和8年4月1日現在)

市 町 村	乳幼児等			ひとり親家庭等			障がい者		
	対象年齢 ※1	自己負担金	食費助成 ※2	対象年齢 ※1	自己負担金	食費助成 ※2	対象年齢 ※1	自己負担金	食費助成 ※2
長 野 市	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
松 本 市	18歳	0円	2分の1	18歳	0円	2分の1	18歳	0円	2分の1
上 田 市	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
岡 谷 市	18歳	500円	あり	18歳	500円	あり	18歳	500円	あり
飯 田 市	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし
諏 訪 市	18歳	500円	あり	18歳	500円	あり	18歳	500円	あり
須 坂 市	18歳	0円	2分の1	18歳	0円	2分の1	18歳	0円	2分の1
小 諸 市	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
伊 那 市	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
駒 ケ 根 市	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
中 野 市	18歳	0円	2分の1	18歳	0円	2分の1	18歳	0円	2分の1
大 町 市	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
飯 山 市	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
茅 野 市	18歳	500円	あり	18歳	500円	あり	18歳	500円	あり
塩 尻 市	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
佐 久 市	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
千 曲 市	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
東 御 市	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
安 曇 野 市	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
小 海 町	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし
佐 久 穂 町	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
川 上 村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
南 牧 村	18歳	0円	あり	18歳	0円	あり	18歳	0円	あり
南 相 木 村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
北 相 木 村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
軽 井 沢 町	18歳	500円	なし	18歳 ※4、6	500円	なし	18歳	500円	なし
御 代 田 町	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
立 科 町	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
長 和 町	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
青 木 村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
下 諏 訪 町	18歳	500円	あり	18歳	500円	あり	18歳	500円	あり
富 士 見 町	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし
原 村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
辰 野 町	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
箕 輪 町	18歳	0円	なし	18歳 ※5	0円	なし	18歳	0円	なし
飯 島 町	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
南 箕 輪 村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
中 川 村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
宮 田 村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし

市町村別現物給付方式導入状況(令和8年4月1日現在)

市 町 村	乳幼児等			ひとり親家庭等			障がい者		
	対象年齢 ※1	自己負担金	食費助成 ※2	対象年齢 ※1	自己負担金	食費助成 ※2	対象年齢 ※1	自己負担金	食費助成 ※2
松 川 町	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし
高 森 町	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
阿 南 町	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし
阿 智 村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
平 谷 村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
根 羽 村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
下 條 村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
売 木 村	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし
天 龍 村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
泰 阜 村	18歳	300円	なし	18歳	300円	あり	18歳	300円	あり
喬 木 村	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし
豊 丘 村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
大 鹿 村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
上 松 町	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
南 木 曽 町	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
木 曽 町	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
木 祖 村	18歳	0円	なし	18歳 ※5	0円	なし	18歳	0円	なし
王 滝 村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
大 桑 村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
麻 績 村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
生 坂 村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
山 形 村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
朝 日 村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
筑 北 村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
池 田 町	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
松 川 村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
白 馬 村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
小 谷 村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
坂 城 町	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
小 布 施 町	18歳	300円	あり ※3	18歳	300円	あり	18歳	300円	あり
高 山 村	18歳	0円	2分の1	18歳	0円	2分の1	18歳	0円	2分の1
山 ノ 内 町	18歳	0円	2分の1 ※3	18歳 ※5	0円	なし	18歳	0円	なし
木 島 平 村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
野 沢 温 泉 村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
信 濃 町	18歳	0円	2分の1	18歳	0円	2分の1	18歳	0円	2分の1
飯 綱 町	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
小 川 村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
栄 村	18歳 ※5	0円	あり	18歳 ※5	0円	あり	18歳 ※5	0円	あり

市町村別現物給付方式導入状況(令和8年4月1日現在)

〔留意事項〕

- この表は、現物給付方式の導入状況をまとめたものです。(福祉医療費給付事業全体の対象者等を表すものではありませんので、ご利用にあたってはご注意ください。)

※1 対象者：対象年齢到達以後の最初の3月31日までの間にある者

※2 食費：入院時の食事療養費及び生活療養費に係る自己負担限度額への助成

※3 年齢により食費助成の対象外となる場合あり、受給者証をご確認ください。

(小布施町、山ノ内町)

※4 母・父を含む。(軽井沢町)

※5 18歳以上20歳未満の高等学校その他市町村長が定める施設に在学・在校中の者を含む

(箕輪町、木祖村、山ノ内町、栄村)

※6 18歳以上20歳未満の者で学校教育法に規定する高等学校その他規則で定める学校等に在籍するものを含む
(軽井沢町)